

職員の懲戒処分等に係る情報提供について

本消防本部消防職員に対し、地方公務員法第29条等に基づく懲戒処分等を行いましたので公表します。

○ 事案 道路交通法（酒気帯び運転の禁止）違反により摘発された消防職員に関する処分について

1 処分等の内容

(1) 処分年月日 令和6年7月25日（木）

(2) 処分内容及び職員の職・年齢・性別
停職4月 長浜消防署・係・20歳代・男性

(3) 非違行為の概要

本件は、令和6年2月24日（土）23時頃まで、名古屋市内で飲酒し自家用車内にて、翌日の午前6時30分まで仮眠をとった。

翌、2月25日（日）午前8時頃、長浜市内の県道において、公務外に自家用車を酒気帯び状態で運転し、物損事故を発生させたことにより、酒気帯び運転の基準値（0.15ミリグラム以上、0.25ミリグラム未満）に対し、呼気中アルコール濃度0.18ミリグラムが検出されたもの。

(4) 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号「法律に反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当

(5) 管理監督責任

上記職員の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、下記の職員に対し矯正措置を行いました。

・文書厳重注意 消防署長（所属長）

2 消防長のコメント

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、職員がこのような不祥事を惹き起こしたことは極めて遺憾であり、心より深くお詫び申し上げます。

また、市民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員としてあるまじき非違行為であり、市民の皆様から寄せられた信頼を大きく損なうこととなり、重ねてお詫びを申し上げます。

職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、今後も、今まで以上に不祥事の再発を防止するため、不祥事再発防止委員会の設置をはじめとした職員の服務規律の確保に努め、消防行政に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。

3 その他

本件につきましては、令和6年2月27日付で公表させていただいた事案であり、この度、検察機関による刑事処分の最終決定を受け懲戒処分を行いました。

問い合わせ先

平日昼間 午前8時30分から午後5時15分

消防本部総務課 担当 木村

電話 0749-62-4194